

事務連絡
令和4年6月20日

各地域振興局農林(水産)振興部 森林施設課長 様
新潟地域振興局津川地区振興事務所 森林施設課長 様

林政課 林業土木工事検査監

「新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）令和4年4月」の一部修正について

標記について、記載内容の一部に誤謬等があったので修正します。

なお、内容が軽微であるため仕様書の改正とせず、該当頁の差し替えとして対応します。

なお、修正した仕様書は農林水産部ライブラリに掲載するとともに、新潟県ホームページ、行政情報センターにて公表します。

記

1 修正内容について

別添「新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）令和4年4月1日」の
「IV出来形管理基準及び規格値」

P18（1-2-3-5-1）治山土工（盛土工） 図の修正

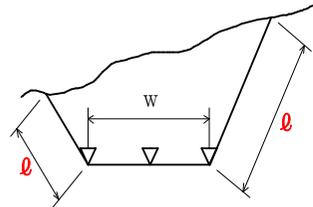
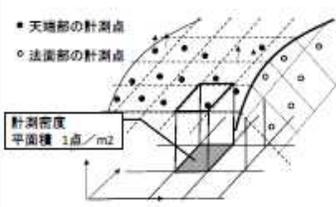
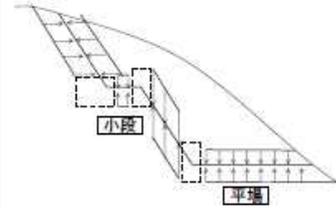
P20（1-2-4-2-1）林道土工（掘削工） 測定項目及び規格値の修正

P21（1-2-4-3, 4-1）林道土工（路体盛土工） 測定項目及び規格値の修正、図の修正

P104～105（5-9-2～4）溪間・山腹工等（森林整備） 規格値表項目（X10）の削除

受信担当	林施設課長	発信担当	林政課 林業土木工事検査監 羽田 TEL：025-280-53120（内戦3014）
文書公開	公開	保存年限	随時
文書の取扱い	上越東農林事務所には直接配付済み。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 治山土工	4	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		1-2-3-4
						平場	標高較差	±50	+300以下			
						法面(小段含む)	水平または標高較差	±70	+300以下			
			5	1	盛土工	基準高▽		-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。			1-2-3-5
						法長ℓ	ℓ<5m	-100				
							ℓ≥5m	法長-2%				
						幅 w ₁ , w ₂		-100				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共 通 編	2 土 工	4 林 道 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2		
						法長ℓ	L < 5m				-200	
							L ≥ 5m				法長-4%	
						幅 W					-100	
				2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 	1-2-4-2		
						平場	標高較差				±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±160
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±330

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
1 共 通 編	2 土 工	4 林 道 土 工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4			
						法長ℓ	L < 5m				-100		
							L ≥ 5m				法長-2%		
						幅	W1, W2				-100		
				2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)		天端	標高較差	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-3 1-2-4-4
				法面（小段含む）	標高較差	±80	±190						
				平均值	個々の計測値								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 溪間・山腹工等	9 森林整備	2 植栽	2 5 7		地拵 植付け 補植	測点間 距離	±200	施工地周囲の測点杭を確認し、任意の測点間3箇所以上の距離、方位角及び傾斜角を測定・記録する。		5-9-2-2, 5, 7
						測点間 方位角 傾斜角	±2°			
						植栽本数	設計値以上			
						植付穴 深さD 径L	設計値以上			
5 溪間・山腹工等	9 森林整備	2 植栽	8		施肥	測点間 距離	±200	施工地周囲の測点杭を確認し、任意の測点間3箇所以上の距離、方位角及び傾斜角を測定・記録する。		5-9-2-8
						測点間 方位角 傾斜角	±2°			
						実施本数	設計値以上			
5 溪間・山腹工等	9 森林整備	3 保育	2		下刈り	測点間 距離	±200	施工地周囲の測点杭を確認し、任意の測点間3箇所以上の距離、方位角及び傾斜角を測定・記録する。		5-9-3-2
						測点間 方位角 傾斜角	±2°			
						測点間 距離	±200			
		測点間 方位角 傾斜角	±2°							
		実施本数	設計値以上							

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5 溪間・山腹工等	9 森林整備	3 保育	6		本数調整伐 受光伐 除伐	測点間 距離	±200	施工地周囲の測点杭を確認し、任意の測点間3箇所以上の距離、方位角及び傾斜角を測定・記録する。		5-9-3-6	
						測点間 方位角 傾斜角	±2°				
						伐採指定木 胸高直径	伐採指定木の伐採 設計値				伐採本数の3%以上の伐採木についてNoを確認。胸高直径測定結果とあわせて記録する。
5 溪間・山腹工等	9 森林整備	3 保育	7		枝落し	測点間 距離	±200	施工地周囲の測点杭を確認し、任意の測点間3箇所以上の距離、方位角及び傾斜角を測定・記録する。		5-9-3-7	
						測点間 方位角 傾斜角	±2°				
						実施本数	設計値以上				ha当たり2箇所以上のプロット(10m×10m)設定し、実施本数を確認・記録する。
						枝落し高さ	±200				ha当たり2箇所以上のプロット(10m×10m)設定し、1箇所5本以上の枝落し高さ確認・記録する。
5 溪間・山腹工等	9 森林整備	3 保育	8 10		追肥 根踏	測点間 距離	±200	施工地周囲の測点杭を確認し、任意の測点間3箇所以上の距離、方位角及び傾斜角を測定・記録する。		5-9-3-8, 10	
						測点間 方位角 傾斜角	±2°				
						実施本数	設計値以上				ha当たり2箇所以上のプロット(10m×10m)設定し、実施本数を確認・記録する。
5 溪間・山腹工等	9 森林整備	3 保育	9		雪起し	測点間 距離	±200	施工地周囲の測点杭を確認し、任意の測点間3箇所以上の距離、方位角及び傾斜角を測定・記録する。		5-9-3-9	
						測点間 方位角 傾斜角	±2°				
						実施本数	設計値以上				ha当たり2箇所以上のプロット(10m×10m)設定し、実施本数を確認・記録する。
5 溪間・山腹工等	9 森林整備	4 歩道整備	2		歩道作設	延長	-200	施工箇所ごとに、延長は全延長、幅員は50mごとに1箇所計測する。		5-9-4-2	
						幅員	-150				